

一 管理人莫鉄太郎氏ヲ解職スルコト

一 解雇絶對反對

(3) 如何ナル理由ヲ以テ解職セザルコト

(4) 萬一解職セントスル場合ハ全従業員ノ承諾ヲ得
ルコト

一 解雇手當ハ日給百八十日^分ヲ支給スルコト

一 退職手當ヲ制定スルコト

(5) 一ヶ月以上一ヶ年以内ハ日給ノ一週間

一ヶ年以上二ヶ年以内ハ二十日一年ヲ増ス各二

十日ヲ加給ス

一 婦女子従業員ニ月經時三日間休養ヲ與フルコト

一 産前産後間休養ヲ與フルコト

昭和二年九月十日

松岡莫鉄小工場従業員一同

七 退過

ハ 勞働者側

(1) 同盟罷業

勞働者側ニ於テハ別項ノ如ク要求ニ對スル回答

ヲ迫リタルモ工場主ハ調査ニ名ヲ藉リ回答ノ時

期ヲ遷延セントスルヲ以テ本月十七日午後五時

従業員大會ヲ開催シ罷業ヲ決行スルコトニ決定

目黒町字三田九五番地ニ爭議團本部ヲ設ケ組合

本部ヨリ金浩永、朝鮮労働組合、南部支部ヨリ金鐘

錫外ニ名來援指導ニ居レリ

(2) 第三者ニ對スル宣伝状況